

～公契約条例の制定運動で実現した共同～

公契約条例を全国にひろげよう



市が契約する仕事から、ワーキングプアをなくそう！ ——街頭宣伝を終えて——

文・写真：川村雅則（北海学園大学）

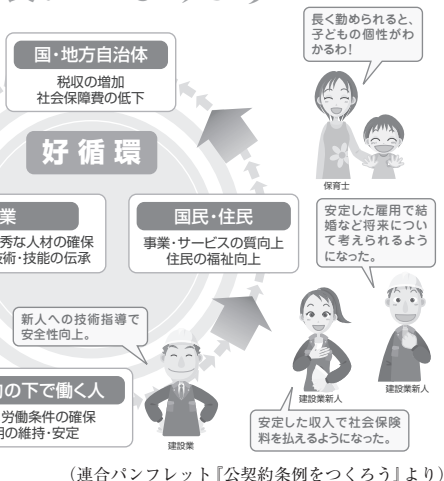
2013年秋、札幌市議会で公契約条例案が一票差で否決された。全国で盛り上がりを見せる公契約運動に呼応し、道内初の条例制定を実現させることはできなかった。だが落胆はしていない。運動はなお継続中だからだ。

私たち「札幌市公契約条例の制定を求める会」（12年2月発足）では、議会の「外」から条例制定をめざして運動を展開してきた。そこには、弁護士、研究者、そしてナショナルセンターの垣根を超えた労働組合の参加があった。さまざまな集会や学習会、街頭宣伝、札幌市や議会への要請活動、のべ40回にも及ぶ「朝会議」……いずれの場面にも労働組合の共同があった。日本の労働運動史を考えるならば、長期にわたるこうした共同は特筆すべきことではないか。



「求める会」発足後、雪の舞う中、さっそく3月の市民集会に向けての街頭アピール

展につなげよう



札幌市や議会各会派にも条例の早期制定を要請した



3月の「公契約条例を考える市民集会」には、300人以上が参加



恒例となった朝会議は、1年半で40回に及んだ。公契約条例の制定を一点に、組織の枠を超えた持続的な共同の核となっている



秋には労働組合だけでなく業界団体や市長も参加して「公契約条例大集会」を開催

表 札幌市公契約条例案をめぐる主な動き

2011年	
11月	公契約条例素案パブリックコメント
2012年	
1月	公契約条例に対し業界団体からの「陳情書」「要望書」
2月	市が公契約条例案を市議会に提案
3月	「業界の同意を得て採択すべき」との動議が公明党から出され、市議会は賛成多数でこれを受け入れ、条例案は継続審議となる
6月	条例施行に伴う諸課題検証のためのモデル事業（7工事対象）を実施
12月	市長が市議会で、条例案に「企業経営安定を図る視点を盛り込む」などの修正案の考えを示す
2013年	
3月	第1回定例市議会 条例案修正 →再び継続審議に
9月	第3回定例市議会 条例案撤回を市長が申し出る →市議会承認
10月	市は、修正した公契約条例案を市議会に再び提出 市議会定例会最終日（31日）、条例案は否決される（新たに議員提案した条例案も1日深夜に否決）

出所）ふじわら広明「札幌市公契約条例提案から否決までの経緯」『北海道自治研究』541号（2014年2月号）より作成

地域経済の発展



10万筆の署名を市議会に提出。条例案は否決されたものの、こうした「声」が札幌市の現在の施策（次頁参照）につながっている

受発注者の責任や公契約の下で働く人の適正な賃金水準、労働条件の確保を盛り込んだ

公契約条例の制定



競争入札の際、価格だけではなく、技術力など多様な要素を総合的に評価し、最高得点者を落札者とする

総合評価方式の導入

民間企業

適正な利益の確保、優秀な後継者不足の解消、技術・

公契約の

適正な労働雇用の



公契約条例を市民の力で！ 10万筆署名活動を開始。公契約条例の必要性を市民にアピール





若者と労働組合の出会いを求めて。
ブラック企業に立ち向かうための
「団結剣」講座（向かって左が筆者）



労働組合は古い？ 否。在学中
に労働法や労働組合を学ぶ取り
組みが地域にひろがる



条例否決後も会の活動はつづく。
14年の秋には、地域から「雇用
を語ろう！ 大集会」を開催し、
250人が駆けつけた

◆あらためて公契約条例を掲げる

「求める会」では、公共事業や委託事業で働く人たちの、雇用不安や低賃金問題の「可視化」を通じて公契約条例の必要性を訴え、条例を拡散するための「10万筆署名活動」にも取り組んだ。

条例案が否決されたとはいえ、運動も共同も持続している。昨年秋には「雇用大集会」を行い、あらためて公契約条例を訴えた。

札幌市もまた、総合評価方式の導入を含む入札契約制度の改善や労働環境調査の拡充など、みずからの発注者責任をこれまで以上に自覚した施策を展開している。これも運動の成果だ。この運動はさらに旭川市や釧路市にも「飛び火」している。官民間わず、労組「空白地帯」で働くおよそ8割強の未組織労働者が公契約条例と労働組合を待っている。